

選挙制度改革とイスラエルの政党システム

－首相公選制度廃止による影響の検証－

浜 中 新 吾

(教育学部 政治学研究室)

I. はじめに

議院内閣制度を基本としながらも、政府の長である首相を有権者の直接選挙で選ぶ、いわゆる首相公選制を実際に導入した国にイスラエルがある。この国で首相公選制が導入されるに至った背景には、1990年前後にクネセット（議会）が空転して組閣がうまくいかなかったため、首相に強いリーダーシップを与える必要性が生じたからだといわれている⁽¹⁾。イスラエルの国政選挙は全国一区、候補者名簿拘束式の比例代表制で、有権者は政党に一票を投じるシステムを採っている⁽²⁾。そのため、議会ではこれまで過半数を獲得した政党がなく、多数の政党が乱立する傾向にある。よって国政選挙後の組閣プロセスでは閣僚ポストや予算配分を巡って規模の小さい政党、つまり連立のパートナー政党が、首相を輩出し連立の中核をなす大政党に対して駆け引きを行い、相対的に大きな交渉力を享受してきた。

首相公選制の下で、イスラエルは1996年、1999年、そして2001年と三回の選挙を経験したが、最後の選挙の後に作られた第一次シャロン内閣によってこの制度は廃止された⁽³⁾。その理由は制度が導入された本来の目的が果たされず、議会選挙においていっそう多党化が進み、失敗だと判断されたからである。国民による直接選挙で過半数の支持を集めた首相には強いリーダーシップが期待されたが、現実には制度導入前よりも連立を組む小政党にいっそう配慮しなければ内閣を維持できないことが明らかになったのである。

本稿では、首相公選制が廃止された最初の選挙である2003年の国政選挙の過程と投票結果、および連立政権の構成を記述し分析することによって、選挙制度の変更が政党システムにどのような変化を与えるのかという問題にアプローチしたい。その上でイスラエルにユニークな政治的現象を紹介することも、比較政治の立場からこの研究の目的としたい。ゆえに以下ではイスラエル政治特有の分析概念と法制度的側面についても論述する⁽⁴⁾。

II. イスラエルの投票行動モデル

イスラエルの比例代表型選挙制度では、有権者は政治家個人ではなく政党リストに投票する。

クネセットは定数120議席であり、獲得票数が投票総数の1.5%に満たない政党リストはクネセットに議席を送ることができない。この制度が持つ「機械的要因」、つまり選挙という政党の支持獲得ゲームのいわばルールブックともいえる側面は、社会において対立する利害関係を国政の場により多く持ち込ませ、少数者の排除をより少なくする方向で機能する。またこの制度に対する「心理的要因」、つまり有権者がゲームのルールの特質を考慮して行動する傾向は、自分の選好により忠実な投票を行うものとして表れやすいと言える⁽⁵⁾。

投票日前の三週間が選挙キャンペーンに当てられ、各党は政見放送や各地で開く集会によって有権者に支持を訴える。イスラエルでは政党が議会に代表を送るのが比較的容易なため、選挙前になると多くの政党がキャンペーンに出馬する。このような制度の下での有権者の投票行動に対し、次の二つの説明が一般になされる。

ひとつ目は「イデオロギー軸投票決定説 (Ideological Voting)」で、有権者は「右」か「左」かというイデオロギー的立場が投票する政党を決めるというものである。「イデオロギー」は通常「左＝国家による経済統制」「右＝自由放任経済」という認識で捕らえられるが、イスラエルの場合は時代の変化と共に、いくぶん世界に共通する上記の意味内容は失われ、「左＝対アラブ・パレスチナ柔軟路線」「右＝対アラブ・パレスチナ強硬路線」という意味を持つようになっていった。現在の文脈で言えば、パレスチナ自治政府に対して将来どれほどの領土と外交軍事のおよび社会経済的権限を持った国家を認めるのか、あるいは認めないのかという政策的立場を意味する。

一般に政府の中核を担うことのできる大政党への支持の増減は、有権者のイデオロギー的立場から説明されることが多い。イスラエルで大政党に分類されるのは「中道左派」の労働党と「中道右派」のリクードであり、ともに歴代の首相を輩出してきた「伝統ある政党」である。他の政党は、労働党とリクードの政策的立場を基準にどの程度妥協的あるいは非妥協的か、といった視点からその「政策的距離」を測ることができる⁽⁶⁾。

もうひとつの説明は、「セクト投票説 (Sectarian Voting)」とでも言うべきもので、これによれば有権者は自己のエスニシティや宗教的態度・慣習といった属性で投票する政党を決めると考えられている。イスラエルは移民社会であるため、移住前に有権者が住んでいた国・地域の文化的特性がかなり持ち込まれている。世代を経ると一般に文化的特性は弱まる傾向があるものの、イスラエルはエスニック複合社会としての性格を有している。そのためエスニシティに基づく政治的主張が政治運動に転化して、国政に代表を送り込もうとする圧力が働く。イスラエル建国の礎を築いたのはポーランドやルーマニアといった東欧出身の移民であったため、長く東欧系ユダヤ人がイスラエル社会のエスタブリッシュメントであったし、今日でもその傾向は残存している。他方、その多くが建国後にやってきた東洋系、つまりイラクやモロッコ、エジプト、イエメン、イランといった周辺諸国やエチオピアやソマリアなどのアフリカ諸国から

の移民は、東欧系よりも下の社会階層に組み込まれた。一応、東欧をはじめとするヨーロッパおよびアメリカ合衆国や南アフリカ出身を「アシケナジーム」、東洋系を「スファラディーム」あるいは「ミズラヒーム」と分類することが一般的だが、イスラエル生まれの二世・三世が増えていることに加えて、1990年前後からロシア系の移民が急増したために実態はかなり複雑なものとなっている。またエルサレムやハイファといった都市の近郊にはイスラエル市民権を持ったパレスチナ人が居住し、独自のコミュニティを形成している。イスラエルにはエスニック・コミュニティの社会的地位向上や社会的不平等の是正を訴える政党が少なくない。

エスニシティと同様に、ユダヤ教の政治社会における位置付けを巡っても政治的対立がある。イスラエルは民族的な「ユダヤ人国家」であるべきなのか、それとも宗教的な「ユダヤ教徒の国家」であるべきなのか。もし後者の理念が重視されるのならば、政教一致の方向へと向かい、ハラハー（ユダヤ教律法）の社会に対する拘束が一層強くなければならない。より具体的には、宗教学校への予算増額、エルサレム分割問題、イエシヴァー（高等教育レベルのユダヤ教神学院）学生の兵役義務の免除、シャバット（安息日）の交通機関の運行停止、法律による妊娠中絶の禁止といった主張が政策となって実現されることになる。こうしたエスニシティや宗教的態度を代弁する政党は、単一争点を全面に出す小規模政党であることが多いため、かような政党への支持は「セクト投票説」で説明される⁽⁷⁾。

Ⅲ. 選挙プロセスに対する選挙管理委員会および司法の介入

先にも述べたが、イスラエルでは選挙前になると多くの政党リストが結成され、支持を求めて選挙戦に挑む。中には非常に極端な主義主張を奉じる政党が出てくることもあるため、キャンペーンへの出馬の是非を判断するプロセスに中央選挙管理委員会と最高裁判所が介入している。イスラエルの選挙制度は他国の制度と比較すると、著しく「比例性」が高く、得票を議席に換算するプロセスで政党数を減少させる効果が弱いため、投票前に極端な主張をする政党を排除する制度的措置が設けられている。

今回の選挙ではその公的な発言・主張があまりに人種主義的で民主主義政治にとって好ましくないことから、極右政党ヘルートのバルーフ・マルゼル候補の出馬を中央選挙管理委員会が取りやめさせた。マルゼルはかつて最高裁によって非合法団体と判断された人種差別的極右団体「カハ」⁽⁸⁾の元メンバーで、その政治的主張が極度に反民主主義的と判断され、出馬拒否を宣告された。同時に中央選挙管理委員会は、パレスチナ人テロリストの行動を「賛美」し、イスラエル国家の存続にとって好ましからざる人物であるとして、アラブ系イスラエル人のアズミ・ビシャラ党首ひきいるバラド党の全候補者と、共産主義政党ハダッシュに属する、同じ

くアラブ系のアフマド・ティビ候補の出馬にストップをかけた。

中央選挙管理委員会が出馬の是非を判断する上で依拠するのは「基本法：クネセット(1958年)」第7条A項の規定(1985年の第9次修正にて追加)である。「明示的または實際上、次のひとつ以上の活動目的を持つリストあるいは個人は、クネセット選挙に出馬できない。(1)ユダヤ人かつ民主主義国家としてのイスラエル国の存在を否定すること。(2)人種主義を扇動するもの。(3)イスラエル国に敵対する国もしくはテロリスト集団による武装闘争を支持するもの。」つまりマルゼル候補は上記の(2)に、ビシャーラ党首とティビ候補は(3)に抵触したと見なされたのである。しかしながら、中央選挙管理委員会の判断は、選挙キャンペーン中の1月9日、最高裁判所によって最終的には覆された⁽⁹⁾。

最高裁判所の判断に対しては各党から、賛否さまざまのコメントが寄せられたが、最終的な決定であるためにあらゆる団体、組織は従わざるを得なかった。出馬の是非を問われた候補者の資質についてはともかくとして、比較政治学の見地から言えば、民主政治の理念を体現している選挙プロセスに、中央選挙管理委員会のスクリーニング(候補者の適格性判別)や最高裁判所の判断が介入することの是非が問題になるだろう。クネセットに代表を送っている各政党の代表で構成され、最高裁判所判事を委員長とする中央選挙管理委員会の判断よりも最高裁判所の判断が重視されたことに対し、「民衆の意思を無視する最高裁判所は傲慢な機関だ」というナショナル・ユニオン党のリーバーマン党首の意見が出された⁽¹⁰⁾。最高裁判所が法を厳格に適用する法治主義の砦とする考え方に照らすと、アラブ系現職候補の出馬と共に極端なユダヤ民族主義者の出馬を認めた判断は恣意的であり、これは右翼と左翼のバランスを取った「政治的判断」と見なされる。また中央選挙管理委員会によるシャウル・モファズ国防相(前参謀総長、リクード党)の出馬拒否については最高裁判所にそのまま承された。このケースは「クネセットへの候補者リスト受付期限前、および法に定めた期日(現行は6ヶ月)以前に前述の地位又は職(国防軍参謀総長)の任期を全うしない限り」候補者として出馬できないとする「基本法：クネセット(1958年)」第7条に明らかに抵触するため、最高裁判所も中央選挙管理委員会の判断を認めたのであろう。「基本法：政府(2001年)」第5条(b)項は閣僚に必ずしも議員資格を認めているわけではないため、選挙に勝利すれば留任が確約されていたモファズ国防相に対する最高裁判所の判断は政治問題化しなかった。

ひきつづいて問題となったのは、アリエル・シャロン首相の選挙資金提供疑惑に対する釈明会見を、ケシン中央選挙管理委員長が放送中止に追い込んだことである。この疑惑とは、シャロンが1999年のリクード党予備選挙を前に二人の息子を通じて、150万ドルの選挙資金を南アフリカの実業家から不正に得ていたのではないか、というものであった⁽¹¹⁾。クネセットに議席を持つ政党は選挙キャンペーンの資金を現有議席数に応じて国庫から配分されるため、党が受けられる選挙資金の上限は「政党財政法(1973年制定、1994年改正)」によって厳しく制限され

ている。シャロンは息子の作ったダミー会社を通じて資金提供を受けたと言われており、疑惑を振り払おうと1月9日に釈明会見を開いた。会見の場でシャロン首相は冒頭、「疑惑は労働党による政府転覆の陰謀である」と労働党とミツナ党首に対する批判を始めた。この放送を見ていたケシン委員長は、投票前の60日間は政治家による選挙プロパガンダ放送を禁じる「クネセット選挙法(1959年)」に違反すると判断し、釈明会見の報道を中止させたのである。他方で翌日、ミツナ候補がガザ地区の入植地を訪問するドキュメンタリー番組が放映されたが、リクード党から選挙管理委員会に抗議があったにもかかわらず、この放送については何ら制約や制限が敷かれることはなかった。選挙キャンペーン中に政党・各種団体から、政治的主張や立場が対立する政党リストのキャンペーンフィルムに対する取締りを中央選挙管理委員会に求めることは珍しくなく、要請に応じて政見放送フィルムの一部放送を禁止することも少なくない。

イスラエルの法律家アリエル・ビン・ナンは次のように指摘する。「政策綱領が、イスラエル社会の根本的価値を反映していると思われる政治的合意からあまりにもかけ離れた政党は、国会で議員を獲得するのを妨げられよう。排除の基準には、国家の民主的性格やユダヤ人国家の存在に対する反対、および民族差別的扇動行為がある。法律は、こうした幾分矛盾する基準の定義を控えている。⁽¹²⁾」

社会の基本的価値からかけ離れた政党が、国会で議員を獲得するのを妨げるための法制度が、「過度に民主主義的」とされる全国一区の比例代表制度に付随してスクリーニング機能を果たす現状には批判も少なくない。⁽¹³⁾特に中央選挙管理委員会の活動は、日本における選挙キャンペーン時のそれと比較して、明らかに目立つものとなっている。

選挙管理委員会や司法の政治プロセス介入は「均衡と抑制」原則に従った司法と政治の「望ましい関係」と見るべきか、それとも極端な主張をする政党リストを排除するのはあくまで有権者であり、かような法制度の介入は必要悪と考えるべきなのか。イスラエルの政治過程の現状は、1980年代に生じた国家を支える理念や原則レベルの問題を再び提起するのかもしれない。⁽¹⁴⁾

IV. 選挙の争点—安全保障問題

今回の選挙の主要な争点は、シャロン首相の行ってきた対テロリズム政策・対パレスチナ外交の是非であったと言っていいだろう。シャロン首相はこれまで通り、「パレスチナ側がテロを停止した上で交渉開始」「パレスチナ側指導者層の交代」「グリーン・ラインとジュディア・サマリア(占領地区:筆者注)の間に物理的なテロ防止フェンスを設ける」ことを安全保障政策として訴えた。選挙綱領上は「ヨルダン川西岸地区にパレスチナ国家を樹立することは認め

ない⁽¹⁵⁾と明記してはいるものの、シャロン自身はアメリカ政府の中東和平案を現実的に検討せざるを得ないイスラエル首相として、たびたび「パレスチナ国家樹立」の可能性を明言してきた⁽¹⁶⁾。このたびの選挙でも和平達成のための「痛みを伴う譲歩」というシャロンの表現は、リクード党の主流派に反する路線である「パレスチナ国家の樹立」を意味するものと見られている⁽¹⁷⁾。

2000年9月にアルアクサ・インティファーダが勃発して以来、ハマースやイスラミック・ジハードといったオスロ合意に反対する政治集団だけでなく、自治政府および自治議会の中核的存在であるファタハの武装集団タンジームおよびアルアクサ殉教団が、イスラエル市民を標的とした「自爆テロ」を行い、イスラエル国防軍が西岸やガザ地区を「再占領」して報復攻撃を加えるという「暴力の連鎖」が継続している。2002年1月に紅海で拿捕された武器密輸船「カリネA」はアラファト議長長の指示でイランから差し向けられたと言われており、この事件は有権者の記憶に新しいことと思われる。「自分の配下であるファタハの武装集団に「自爆テロ」を許しているアラファト議長を交渉相手とは見なすことができず、ゆえに指導者層の交代を要求」するリクードの主張は、多くの有権者に至極当然のこととして受け止められたのかもしれない。

他方、ミツナ労働党党首は「中東和平交渉の即時開始」「現在西岸・ガザに展開する国防軍の一方的撤退」「パレスチナ国家の樹立による二国家共存」「テロ防止フェンスの即時建設」「開発都市、貧困家庭への公的助成の充実」を訴えて、国防重視のシャロン＝リクード党の政策を牽制すると同時に、福祉政策や文教政策にも言及した。

もともと労働党は2002年10月末までリクード主導の連立政権に参加していたが、翌年度の予算配分をめぐるリクードと対立し、連立離脱を決断したいきさつがある。この時の対立点であった、ユダヤ人入植地に対して配分される予算を社会福祉費へ振り向けたり、経済発展の遅れた開発都市に予算をより手厚く配分したりする、という主張は労働党の選挙綱領に盛り込まれた⁽¹⁸⁾。

総選挙の前倒しを受けて11月19日に行われた労働党首選では、ハイファ市長のアムラム・ミツナが勝利した。ミツナの勝利は、労働党サイドがパレスチナ側との交渉トラックを建て直し、イツハク・ラビン時代の交渉による平和路線を前面に押し出して選挙戦に臨む意思表示をしたことを意味する⁽¹⁹⁾。ベンヤミン・ベンエリエゼル前党首時代の労働党は連立内閣に参加し、ベンエリエゼルは国防相、シモン・ペレスは外相として連立内閣を支えていたが、そのことによって労働党は中道左派としての政策的特色を失いがちであった。もちろんベンエリエゼルの判断は、2000年夏のキャンプ・デービッド交渉に失敗したイフド・バラク前首相の和平路線が「宥和政策」であるという議会や世論の反発を受けての路線修正であり、当時の労働党サイドとしては合理的なものであったと言える。

しかしながら、シャロン内閣成立以後の西岸再侵攻・再占領と2002年3月のパレスチナ自治政府議長府包囲事件および4月のジェニンにおける「虐殺」事件に至って、労働党にくすぶっていた和平派の連立離脱圧力は強まっていった。ベンエリエゼル前国防相も同年6月に不法入植地の撤去を命じるなど、労働党の「左派色」ないし独自色を持った政策を苦心の末に打ち出していたが、最後には予算案をめぐるリクードおよび閣内右派と対立して連立解消へと至った。

イスラエル経済の状況は、パレスチナ側の「テロ」が続いていることで観光部門の減収と海外資本の逃避を引き起こし、失業率とインフレ率が急上昇して非常に深刻な問題となっている。そして対テロ戦争の激化に伴って軍事費が増大した結果、雇用問題および金融政策に配分する予算が削減された。この状況を受けて労働党は社会福祉部門への予算増額を綱領に盛り込み、リクードとの差別化を図ったものの、今回の選挙ではほとんど争点にならなかった。

表1 2003年イスラエル総選挙—最終結果

有権者総数	4,720,074		
投票総数	3,200,773		
無効票数	52,409		
有効票数	3,148,364		
議席獲得最低票数	44,750		
一議席当たりの票数	23,860		
<各党の獲得議席、得票数、得票率>			
政党名 (政策的志向*)	獲得議席	得票数	得票率 (%)
リクード (中道右派)	38	925,279	29.4
労働党 (中道左派)	19	455,183	14.5
シヌイ (中道世俗)	15	386,535	12.3
シャス (東洋系超正統派)	11	258,879	8.2
ナショナル・ユニオン (右派移民)	7	173,973	5.5
メレツ (左翼世俗)	6	164,122	4.2
民族宗教党 (右翼正統派)	6	132,370	4.2*2
統一トローラー (西洋系超正統派)	5	135,087	4.3
ハダッシュ (アラブ・共産主義系)	3	93,819	3.0
ひとつの民族 (中道労働組合系)	3	86,808	2.8
バラド (アラブ系)	3	71,299	2.3

イスラエル・バアリア（中道移民）	2	67,719	2.2
統一アラブ・リスト （アラブ・イスラーム系）	2	65,551	2.1
グリーン・リーフ（ドラッグ合法化）		37,855	1.0
ヘルート（極右）		36,202	1.1
進歩民主連合（アラブ系）		20,571	0.7
緑の党（環境）		12,833	0.4
イスラエルの愛（東洋系超正統派）		7,144	0.2
ツオメット（右翼）		5,468	0.1
中道党（中道）		2,023	0.1
民主運動組織		1,925	0.1
その他—得票率0.1%以下の政党が5政党			

（出典：Central Bureau of Statistics.*1 および*2については巻末の注を見よ。）

V. 開票結果

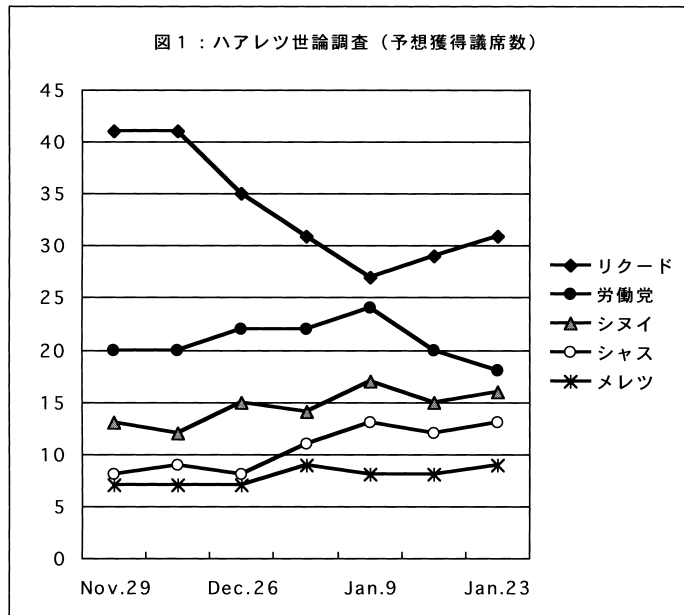
選挙の結果は、リクード党の圧勝と世俗中道政党シヌイの躍進に終わり、労働党やメレッツといった左派勢力は大きく後退した。リクード党は19議席から38議席へと議席を倍増させて躍進した。ただし改選前は「ひとつのイスラエル」を離れたゲシエル党が加わっていたので21議席とカウントすることもできる。労働党は25議席から19議席と大幅に後退し、20議席を割り込む歴史的な大敗北を喫した。投票行動の「イデオロギー投票決定説」に従えば、相次ぐパレスチナ人の「テロ」攻撃に右傾化した世論がリクード支持に向かい、キャンペーンでパレスチナに宥和的な政策を提示した労働党から離反した、ということになる。

投票前に行われた各紙の世論調査を時系列で見ると、今回の選挙結果は半ば予想されたものであった。図1と図2はハアレツ紙とマーリブ紙で行われた世論調査の結果を5政党に絞ってグラフ化したものである。図1に示された1月9日の調査結果を見るとリクードと労働党との予想獲得議席数の差が3議席まで縮まったものの、その後の調査ではリクードの支持が伸び、労働党への支持が下がり続けたことを示している。他方、図2のマーリブ紙調査を見ると、リクードと労働党ともにキャンペーンを通じて緩やかに減少するカーブを描いている。シャス（宗教系）、シヌイ（世俗中道系）、メレッツ（左派）の3政党に注目してみると、二つの調査で

共にシャスとシヌイは右上がりの曲線を描いているのに対して、メレツは横ばい傾向を表している。時系列の世論調査結果は、選挙キャンペーン中のイベントに対して有権者の反応がどのように現れるのかについてのバロメーターだと考えられる。まず選挙キャンペーンが始まる1月より前から、すでに労働党とリクードとの差は大きく開いていた。労働党はベンエリエゼル前国防相に代わって、ミツナ=ハイファ市長が党首に選ばれており、マスメディアでパレスチナ側との無条件交渉再開や占領地展開中の兵力を一方的に撤退させることをさかんに主張していた。有権者の多くは和平派（Peace Camp）ではなく、力によって安全を保障しようとするシャロンのリクード政権をはじめから志向していたといえる。

ところがテルアビブ大学のヨラム・ペリ博士が指摘するように、選挙キャンペーン前に行われていた各種の世論調査では、イスラエル国民の多くが和平派の主張する入植地の撤去やガザ地区からの一方的撤退、およびパレスチナ国家の樹立容認に対して強い支持を示しており、選挙の結果と矛盾する。この問題に対してペリ自身は「イスラエル人が左派の指導者およびパレスチナ側の指導者を信用していない」ためだという解答を与えている⁽²⁰⁾。

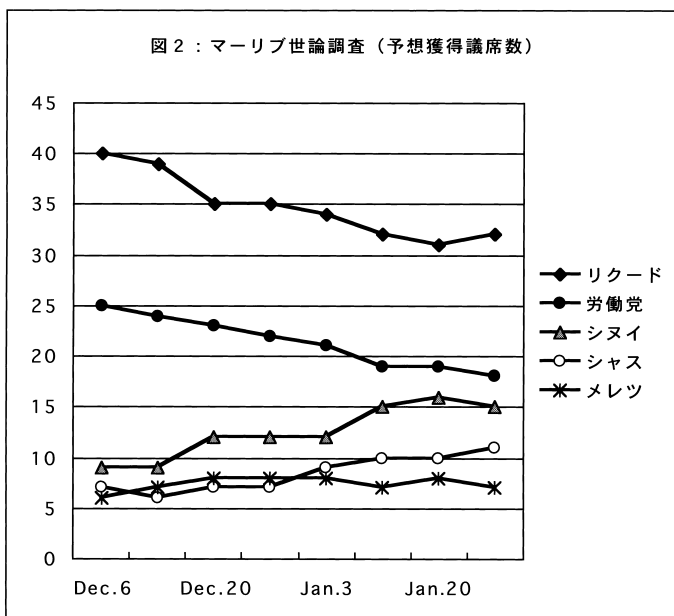
また先に述べたように、選挙期間中にシャロン首相の選挙資金疑惑が大きく取り上げられ、労働党は政見放送の中で疑惑を厳しく追及した。これに先立ち、リクードに属するナオミ・ブリュメンタール議員が党内の予備選挙において、自らがリストの上位に位置できるよう票の取りまとめを行ったとし、警察から事情聴取されるという事件が起こった⁽²¹⁾。シャロン首相は国家基盤省の次官を務めていたブリュメンタールを解任したが、直後に自分自身の疑惑に対する釈明会見を行わねばならなくなったのである。このようにリクードに不利な事件が立て続けに起



こったにもかかわらず、最終的に有権者はほとんど反応することがなかった。⁽²²⁾

図1のグラフの変動からわかるように、ブリュメンタール議員に対する疑惑報道やシャロン首相自身の疑惑が報じられるようになって41まで伸びていた予想獲得議席の数はいったん10議席分以上も失われた。⁽²³⁾にもかかわらず1月16日には再び上昇傾向に転じ、最終的には38議席を獲得して地すべりの勝利を得た。世論調査結果からリクード党の勝利は選挙前から確実視されており、労働党の敗北は避けたいことが明白だったため、キャンペーンも半ばを過ぎるとリクード党は選挙戦術を転換して労働党およびミツナ党首への強い批判を控え、「機会を見るのに長けているだけの小政党ではなく、国家安全保障問題を担うことのできる大政党に投票しよう」と訴えるようになった。⁽²⁴⁾

労働党が敗北必至であった要因のひとつには、党首アムラム・ミツナに対する一般有権者の醒めた視線があったのではないだろうか。ハイファ市長を10年近く務めたミツナ党首ではあるが、国政レベルの政治経験がなく、それゆえに全国レベルの知名度に欠けていたという事実がまず挙げられる。その上で「和平交渉の即時開始」や「西岸地区からの一方的撤退」という公約は、大政党の打ち出す政策としては「左寄り過ぎる」ものと受け取られたと考えられる。⁽²⁵⁾最終的に獲得した議席がリクードの半分にまで落ち込む大敗北を喫したのは、労働党の選挙戦略上の失敗が大きいといえるのではないだろうか。



労働党の失敗とは、1月14日開いた記者会見で正式にリクード主導の内閣には参加しないと明言したことである。「リクードとの大連立を組まない」という方針は、ミツナが党首に就任する前から明言しており、アブラハム・ブルグ国会議長（当時）、ハイム・ラモン選挙対策委

員長などがこれに賛同していた。一方、第一次シャロン政権に参加していたベンエリエゼル前党首（前国防相）やペレス元外相などは、リクードとの連立も視野に入れていたものの、記者会見の席ではミツナ党首を前面に立てて、党内の亀裂を表に出さなかった。⁽²⁶⁾

リクード主導内閣不参加を表明したことが労働党にとって失敗だったと判断できる材料として、マーリブ紙による1月20日の世論調査結果を挙げることができる。「もしシモン・ペレスが党首だったとしたら、どの政党に投票するか」との質問に対して、労働党の予想獲得議席は29とリクードの30議席に肉薄する結果が出された。⁽²⁷⁾ 現実にはありえない仮定でありながら、この調査結果のために予想獲得議席の圏外にランクされていた労働党候補から、大連立を拒否するミツナ党首に対し不満が出されるありさまだった。「Anafunu o fu{われわれか、彼（シャロン）か}」というスローガンは、「リクードと労働党の大連立によって国難を乗り切ろう」とする世論の多数派には到底受け入れられなかったのである。⁽²⁸⁾

この解釈を裏付けるもうひとつの材料として、左派政党メレツの退潮を挙げられよう。メレツは「イスラエル唯一の社会民主主義政党」を自認し、建国前から存在する社会主義シオニズム運動を前身とする歴史を持った政党である。政策綱領に占領の終結と入植者の1967年停戦ライン内部への移住促進、アラブ系イスラエル市民が強いられている社会経済的格差の是正を掲げ⁽²⁹⁾、政治集会では「アメリカのクリントン前政権が打ち出した和平案を骨子としたパレスチナ問題の恒久的解決」を外交政策の柱として主張しており、政策的距離は労働党より左派に位置する。選挙前の世論調査では改選前の10議席を下回る結果しか示されず、実際の結果も4議席失って議会第六党に転落する有様だった。メレツにはラビン政権時代にオスロ秘密交渉を成功に導いた功労者のひとりであるヨシ・ベイリン（元外務次官、法務大臣）が労働党を出て加わっていたものの、党勢を回復させる力には到底なれず、最終的にベイリン自身が議席を得られない結果に終わる。「対テロ戦争の最中であっても交渉は続ける」という政策路線は票を引きつけられなかった。

今回の選挙で注目をあつめた動向のひとつがシヌイ（ヘブライ語で「変化」の意）の躍進である。シヌイはヨセフ（トミー）・ラピッド党首が率いる政治の世俗化と対パレスチナ外交での中道路線を唱える政党である。選挙キャンペーンでラピッドは、国民の義務である兵役や勤労を免れ、公的助成で生活している超正統派の要求が過剰に受け入れられてきたことで、世俗的な市民の間に高まった不平等感を代弁し、これを是正するためにリクードと労働党および自党の三派連合を唱えて超正統派政党を政権から排除すると主張した。そして三派連合によって対パレスチナ政策が「過度」に妥協的にならず、国際的な非難を受けるほど暴力的にもならない「中道路線」に沿ったバランスのとれたものとなると訴えたのである。これにより従来よりも「左」のスタンスを採るようになった労働党に投票することはできないが、さりとて力による対パレスチナ弾圧を繰り返すシャロン首相のリクードを支持したくもない、というイデオロ

ギーの立場の有権者が持つ票を獲得できたと思われる。

シヌイが台頭した背景には、選挙のたびに勢力を拡大してきたシャス党の政治活動がある。シャスは「セファルディー・トーラー護持党」を意味する正式名称の略称である。名前の通り、エスニック的には中東諸国やアジア・アフリカ諸国から移住してきた人々ならびにその子孫を対象としており、イスラエル社会をよりハラハー（ユダヤ教律法）の求める規律に従ったものに変えていくことを主張する。具体的には、宗教学校への国費投入や貧困家庭に対する福祉の充実などを政策として実現してきた。⁽³¹⁾

アリエ・デリ元党首はシャスが運営する宗教学校への利益誘導をかなり露骨に行ったため、公金横領容疑で逮捕され、裁判で有罪判決を受けた。シャスはポピュリズムに訴えて低所得者層を鼓舞し、支持を集める大衆政党の側面が強いが、反面で中東和平・外交政策に関しては柔軟な態度を示してきたので、労働党・リクードどちらの政党とも連立を組んできた。しかしながら、シャスは政府内の予算案作成過程において、自派の主張が通らなければ連立を離脱して内閣を崩壊させようとする「脅し」の手段を採ったため、これが原因で連立政権にしばしば危機が訪れた。

シヌイは「シャバット（安息日）での公共交通の運行」「政教分離の原則に従って公的生活から宗教色をなるべく無くしていくこと」「正統派および超正統派に認められている兵役免除の特権の廃止」「税金を多く払っている中間層の利益を代弁すること」などを公約として議席数を大幅に伸ばした。特に宗教学校に対する公費助成については「国庫助成を受ける以上、国立学校、国立宗教学校、そして超正統派の宗教学校すべてで定められた基幹カリキュラムを実行すべきである。カリキュラムから外れる場合は助成を受けるべきではない」と主張し、これまでシャスが行ってきた政策に真っ向から異を唱えた。⁽³²⁾このようにシャスをライバル視するキャンペーンを行ったので、シヌイは「アシュケナジエリートのエリート主義」に覆われたエスニック差別的政党という非難も受けた。

よってシヌイの勢力拡大は、イデオロギー的な面からの支持に加えて、これまでのイスラエル内政がある意味で宗教政党の要求に翻弄されており、これに対する世俗派の不満が「セクト投票」となって表れたものと解釈することができる。これまでも選挙のたびに中道系政党が結成されて一定の支持を集めてきた。1996年に結成され4議席を得た「第三の道」や99年に結成されて6議席を得た中道党は共に連立のパートナーとして政権の一翼を担った。にもかかわらず、次の選挙になると議席を失って消滅したのである。これまでの中道系政党は宗教政策に対してあいまいな態度しか示せなかったため、労働党とリクードの二大勢力の間で実質的な存在意義を示せぬまま消えていったものと思われる。これらと比較してシヌイが持つ強みは「反超正統派」「世俗派」を強調し、「セクト投票」をひきつけたことにあると考えられる。

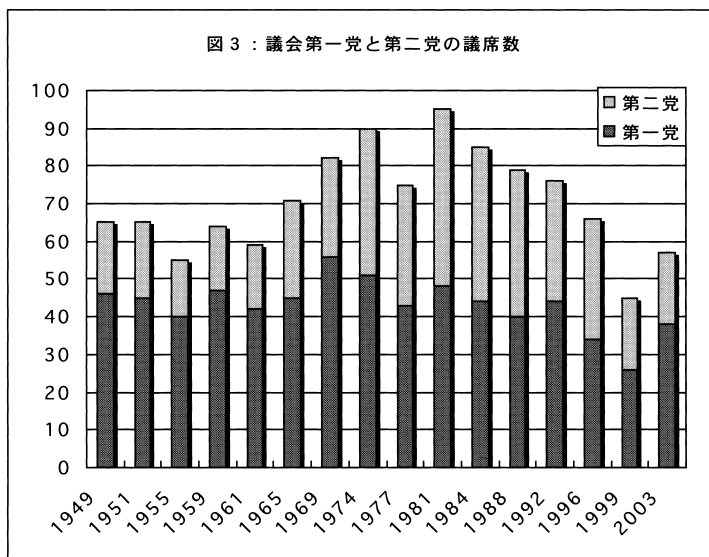
Ⅵ. 政党システムに対する通時比較分析

今回の選挙で議席を得た政党は13もあり、前回の14政党よりは減ったものの、その数は依然として多い。首相公選制度を廃止したことによって、イスラエルの政党システムはどのような影響を受けたのだろうか。

政党システムの変化からイスラエル政治史を眺めると、便宜的に三つの局面へと分けることができる⁽³³⁾。建国直後から1977年の政権交代までは労働党およびその前身であるマパイ党がクネセットの最大政党であり続けた。1977年にリクード党が議会第一党となってからは選挙によって政権交代することが常態となる。この時代はリクード党の労働党の二大政党が競合していたと見なすことができるものの、比例代表制度のために中小政党であっても議会で一定の勢力を得ることができた。ゆえに建国直後から1977年までを「一党優位型多党制」、1977年から1992年までを「二党優位型多党制」と呼ぶことができるだろう⁽³⁴⁾。1996年に首相公選制度が導入されてから政党システムに大きな変化が生じた。まず議会第一党と第二党の勢力の変遷を見てみよう。

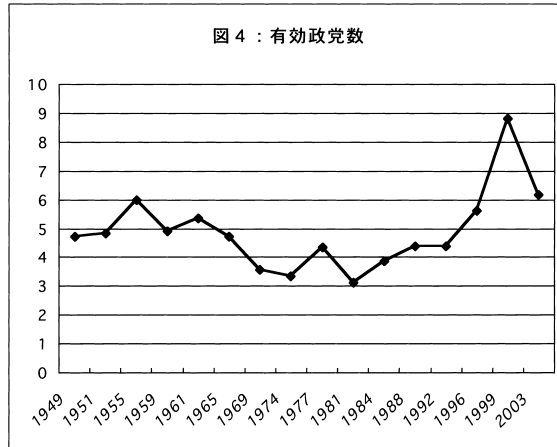
図3は第1回から第16回までのクネセット選挙の結果から、議会第一党と第二党の議席数を積み上げグラフにしたものである。1996年と99年の選挙のみ首相直接選挙とクネセット選挙が同時に行われている。この二回の選挙では議会第一党の議席数が40議席を割り込んでおり、政党システムに変化が生じたことを物語っている。2003年におけるリクード党の議席数は38で回復基調にあるものの、92年以前のそれと比較すれば最も勢力の小さい議会第一党ということになる。

次に第一党と第二党の議席数の和を時系列的に見ると、1999年選挙の結果において二政党の勢力の合計が50議席を割り込んで、著しく後退していることがわかる。2003年度の選挙結果での合計は57と回復しているが、合計で過半数（60議席）を超えることが常態であった1992年以前の水準には及ばない。例外的と言える1955年選挙時の議会第一党と第二党の合計議席数は55であったが、これよりは2議席多いことになる⁽³⁵⁾。



基本的に多党制であり、組閣の際に連立政権を組まざるを得ないイスラエルの政党システムを評価する場合、労働党とリクード以外の中小政党の勢力をどのように解釈するのが重要である。議院内閣制度を採用している国では、議会における各党の勢力分布が政府の構成のみならず、政権の統治能力や寿命を左右することが多い。しかし政党の数がそのまま各党の勢力分布を意味するわけではなく、政府になんらかの影響を与えるためには政党の規模や政党間の政策的距離が意味を持つ。ここでは政党システムを評価する指標として「有効政党数」を導入したい。LaaksoとTaageperaはいくら数が多くても規模の小さい政党だと政治的に意味を持たないという観点から、有効政党数という概念を作り出した。有効政党数の定義式は $N = 1 / \sum v_i^2$ である。ここでは v_i を各党の得票率とし、この値の二乗和の逆数を有効政党数とする。⁽³⁶⁾

図4を見ればわかるように、イスラエルでは1996年に首相直接選挙が国会選挙と同時にされるようになって、議会に議席を持つ政党の数が増加し、有効政党数も激増した。1949年から1992年の有効政党数の平均値は4.43であるが、96年の有効政党数は5.61、99年は8.82にまで上昇した。今回の選挙では有効政党数が6.17まで減少した。この数字は首相直接選挙導入前の一人一票制度下での有効政党数の最大値5.99（1955年）にかなり近いものである。



ここでの分析結果を要約すれば、首相公選制が廃止された最初の選挙において開票の結果、議会第一党と第二党の合計議席数が定数の半分に迫り、有効政党数が下落して国会選挙のみが行われていた時代の値に近づいた、ということになる。よって2003年選挙後に作り出された政党システムは、首相公選制時代に生まれた政党システム、特に1999年選挙後のそれとは大きく、そして質的に異なると言ってよい。では現在の政党システムは1992年まで存続していた「二党優位型多党制」に回帰したのであろうか。残念ながらこの答えは否である。その理由は議会第二党である労働党の議席数が減少し過ぎてしまったことにある。

現在の政党システムは見かけ上、一党優位型多党制時代の1955年および1961年のケースに似ている。しかし「リクトが一党優位政党となった多党制」であるとは言い切れない。なぜなら労働党の勢力退潮が選挙戦略上の失敗による一時的なものである可能性が高く、政党システムの類型を今回の選挙結果だけではにわかに判断しがたいからだ。

Ⅶ. 連立内閣に対する通時比較分析

選挙制度の変更が取り沙汰される理由のひとつは既に述べたように「首相のリーダーシップの強化」であった。よって連立内閣を構成する各政党の勢力関係を分析する必要もあるだろう。首相を輩出する政党、つまり連立の中核をなす政党と連立のパートナーとなる政党との力関係が選挙制度改革の是非を判断する基準のひとつと見なしうるからだ。ここでは、いわば政権内部の政党システムの変動を通時的に比較して、選挙制度改革の影響を探ることになる。

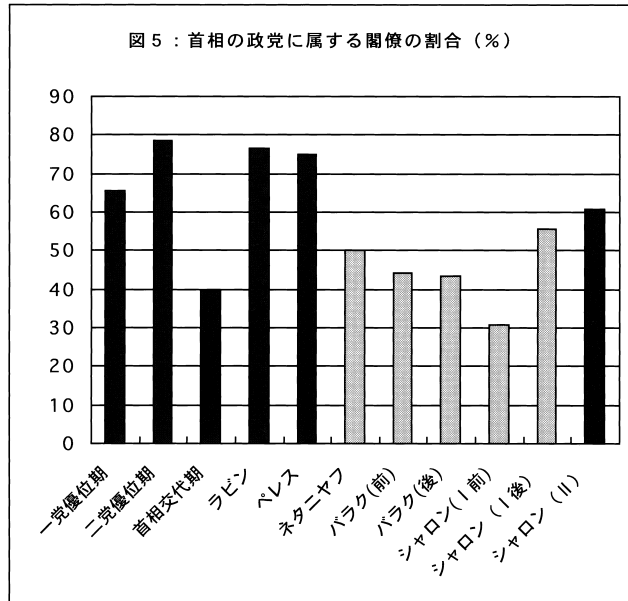
モシェ・カツァーブ大統領から2月10日に組閣の命を受けたシャロン首相は、シヌイ、民族宗教党、シャス、統一トーラー党、メレツ、ナショナル・ユニオン、ひとつの民族党などと連

立交渉を行った⁽³⁷⁾。その結果、リクード＝シヌイ＝民族宗教党の三党連立が実現し、その後ナショナル・ユニオンが加わって連立与党が形成された⁽³⁸⁾。新しい内閣は2001年2月から今年の1月までの「第一次シャロン内閣」と比較してより右派色の濃い布陣となった。この新政権を構成する全4党の議席数は68であり、この内中核政党リクードは40議席を占めており（選挙後にイスラエル・バアリアを吸収した）安定感を与えている。さらにリクードは全閣僚数23の内14ポストを占めており、この中には外務、財務、国防の要職が全て含まれている。

2001年に行われた最後の首相直接選挙の後に成立した第一次シャロン内閣（前期）ではリクード、労働党、シャス、イスラエル・バアリア、ナショナル・ユニオンなど8党7会派で73議席の大連立を構成していたが、リクード自体はクネセツに19議席しか有しておらず、連立の安定を議会第一党の労働党と第三党のシャスに依存していた。これがナショナル・ユニオンおよび労働党連立離脱後の第一次シャロン内閣後期になると、リクード、シャス、民族宗教党、中道党、イスラエル・バアリアなど55議席となり、少数内閣に転落して選挙を待つのみだった。

シャロン内閣を第一次前期、第一次後期、第二次、それぞれの閣僚数とリクード党の閣僚数、そしてリクード閣僚数の全閣僚における割合を出してみると次のようになる⁽³⁹⁾。第一次前期の全閣僚数は26（内リクードの閣僚8）。これが後期になると18（内リクードの閣僚10）に減少する。シャロンは首相の他、通産相、農相、交通相を兼務せざるをえなかった。第一次シャロン内閣前期における「リクード閣僚数の全閣僚における割合」は30.8%であり、これは現政権の60.8%（14÷23）の半分程度である。

イスラエル歴代政権において連立中核政党（首相を出している政党）出身閣僚数の全閣僚における割合を、政権安定度の指標として概観してみよう（以後この割合を「安定度」と呼ぶことにする）。1949年の建国期から1977年のリクードによる政権交代までの「一党優位型多党制」では、労働党出身の閣僚数が全閣僚に占める割合は55%を下回ることはなく、中でも1974年の第一次ラビン内閣では84%を越えていた。この時期に内閣が崩壊した理由は主に汚職疑惑や政治的スキャンダルなどで、倒閣と政権再生のイニシアティブは連立のパートナーではなく、一党優位政党である労働党にあった。



(注：一党優位期(1949～77年)、二党優位期(1977～84年)、首相交代期(1984～90年)の数値は平均値である。なお首相の在任期間はラビン(1992年7月～95年11月)、ペレス(1995年11月～96年5月)、ネタニヤフ(1996年6月～99年5月)、バラク(1999年7月～2001年3月)、シャロン(2001年3月～現在)である。)

1977年からのリクードと労働党の「二党優位型多党制」時代には1981年選挙におけるリクードの大勝利（48議席）のために第二次ベギン内閣と、ベギン引退後の第一次シャミル内閣でリクード閣僚の全閣僚に占める割合は83%を越え、安定政権となった。しかし1984年選挙の結果、リクードと労働党が大連立を組んで挙国一致内閣を作り上げ、労働党とリクードから交互に首相を出す取引をしたために、首相を出した側はパートナーとなった政党に閣僚人事で配慮しなければならず、安定度は40%前後となった（図5では「首相交代期」として表した）。リクードと労働党との間で予算や政策、閣僚人事をめぐる駆け引きが頻繁になされたため、首相のリーダーシップを高める目的の選挙制度改革が議論されるようになったのがこの時期である。1992年に労働党が大勝（44議席）すると、左派政党のメレツと連立政権を作ってオスロ合意を成し遂げた。この時の安定度は76.4%であった。

首相公選制度が導入された1996年以降、安定度が50%を割り込んで政権は脆弱となった。先述のようにシャスはたびたび自党の予算案を委員会でも通過させるために連立離脱をほのめかし、「少数党による多数党への脅迫」と皮肉られた。当時のネタニヤフ首相もバラク首相も連立における自党の政権基盤が弱かったため、任期を残して選挙日程を前倒しせざるを得なかった。⁽⁴⁰⁾

このように「首相を輩出する連立中核政党の閣僚が全閣僚に占める割合」という数字を政権の安定度として時系列的に比較すると、やはり安定度が50%を越えて十分大きいときに政権として大きな成果を達成している。ペギン首相が1978年にキャンプデービッド合意を達成したときの安定度は69.2%で、政権が磐石と言える時であった。既に述べたように第二次ラビン政権における1993年のオスロ合意もしかりである。他方でネタニヤフ政権やバラク政権のように、安定度が50%を割り込んでいる時だと首相の政権基盤は弱く、連立のパートナーに配慮するために思い切った政策を行いきにくい。よって、最終的に有権者に政権交代を突きつけられるような成果しか得られないようだ。

ひるがえって現政権の安定度は60%を越えており、シャロン首相は自党の内部分裂に配慮しながらではあれ、自らのリーダーシップの下で比較的自由に政策を実行できそうである。このように見る限り、選挙制度改革は政権の安定度に大きく影響することがわかる。

Ⅷ. むすびにかえて

本稿では、選挙制度の変更が政党システムにどのような変化を与えるのかという問題に対しイスラエルの首相公選制度の例を用いて考察した。そして首相公選時代の選挙結果と制度廃止直後の結果を比較することによって「有効政党数が減少し、内閣の安定性が増した」という分析結果を得た。よってさしあたり、比例代表制度に首相直接選挙制度をジョイントすると議席を持つ政党が増殖し、連立与党の数も多くなって内閣の安定性が低下する、という知見を引き出すことができそうである。

もっとも、今回の投票結果だけで議会における政党の勢力変化、つまり政党システムの変化が全面的に選挙制度の影響によるものだと結論づけるのは言いすぎかもしれない。政党システムに変化を与える要因は争点の変化や有権者の意識変化など、制度的要因以外にも認められるからだ。⁽⁴¹⁾また、現在の政党システムをどのように分類すべきかについて、明確に答えを出すことができない。現状は1992年以前の「二党優位型多党制」と同じものではないが、さりとて「リクード一党優位型の多党制」であると言い切ることもできない。さしずめ過渡的な形態だと判断せざるを得ない。

そして今回の変化を主に制度の機械的要因によるものなのか、それとも心理的要因によるものなのか、という段階まで踏み込んで記述し分析することはできなかった。これについても今後の課題としたい。

ともあれ選挙制度改革が政党システム変容にかなり大きな影響を及ぼしたことは間違いないと言える。その理由として次の四点が指摘できる。まず首相直接選挙を廃止した最初の2003年

選挙の結果、議会第一党が獲得した議席数が減少傾向から反転して回復基調にあること。そして第一党と第二党の獲得議席の和が選挙制度改革前の最小値である1955年のそれよりも大きいこと。さらに有効政党数の値も増大傾向から反転して制度改革以前の水準に戻りつつあること。最後に連立中核政党の議席数と閣僚数が増えたためにパートナー政党の「脅し」に屈することなく、政権運営が安定しそうだということである。

他国の選挙制度と比較して「代表性」の高いイスラエルの制度には、中央選挙管理委員会および最高裁判所が候補者の出馬可否を判定するスクリーニング・プロセスが設けられている。今回のキャンペーンではスクリーニングが目立って機能したため、司法が選挙キャンペーンに介入することの是非が問題となった。「基本法：クネセット(1958年)」第7条A項を現実に適用することによって、改めてユダヤ民族国家としての性格と民主主義国家としての性格が相容れず矛盾していることが露になったのだとすると、イスラエルという国家を支える理念を問い直す問題へと発展してしまう。さらにシャロン首相の釈明会見が中央選挙管理委員長の判断で中断されるという異常事態も生じた。これらの事件は法の支配と政治活動の自由、社会秩序の維持と思想信条の自由といったほかの国にも見られる普遍原則どうしの対立だけでなく、自由・平等という普遍的原則とシオニズムという特殊な原則の対立という、かつて生じた問題を改めて再度提起しているのではないか。

有権者の投票行動に目を転じると、先に言及した「イデオロギー軸投票決定説」は以前からイスラエル政治の分析概念として用いられており、エスニシティや宗教—世俗といった対立軸は政党や有権者の行動を説明する上で補助的なものだった。しかしながら、首相公選制の導入が中小政党の乱立に拍車をかけたことで補助的だった説明要因に注目が集まったのである。ある意味でかような状況が「セクト投票説」という用語を作り出したのかもしれない。

今回の選挙に限って言えば、2003年1月時点で失業率10%以上、インフレ率6%と経済的苦境が市民生活に重くのしかかっており、経済的イシューは主要争点となりうる状況があった。しかしながら、有権者は治安問題の解決を景気回復よりも優先する判断を下した。また投票前の世論調査から結果が自明だったことは、68.5%という投票率の低さとして表れた。99年選挙の投票率は77.2%、96年は79.2%であったから、前回よりも10ポイント近い下落となる。

連立交渉の結果作り出された内閣は安定性が以前よりも増したために、シャロン首相の政策遂行上の自由度はより大きくなり、統治能力という面では首相公選制時代よりも向上した。しかしながら閣僚が発表される直前に行われた世論調査によると、イスラエル市民は第二次シャロン内閣にたいして期待していないことがわかる。政府が経済状態を改善できるかどうかについて46.7%が「上手くいかない」と答えており、内閣が4年の任期をまっとうすると考えている有権者はわずか19.1%に過ぎなかった。62.2%もの人々が「政権は2年以上持たない」と否定的な評価を下しているのだ。⁽⁴²⁾

政治学者ジョバンニ・サルトーリは選挙制度を「政治の最も操作可能な道具」と呼んだ⁽⁴³⁾。この言葉には「政治で最も人為的に手を加えられやすい」という含意があるそうだが、その帰結は操作前になされた予測の及ぶところではない。サルトーリの言葉からは「政治を変えるには選挙制度を変えるのが良い」という意味も看取できるらしい。ひとびとは政治をよりよいものにするために制度改革について思考をめぐらす。しかし単純に選択肢の増加が、有権者の多数にとって望ましい結果をもたらす可能性を増すものではないことを、イスラエルのケースは物語っている。

<注>

- (1) 首相公選制導入から廃止までの経緯については Doron & Harris (2000)、Ottolenghi (2001)、池田(2002)および中村(2001)を参照のこと。
- (2) 1996年から2001年まで存続した首相公選制では基本的に国会選挙と首相選挙が同時に行われていた。有権者は二票持ち、政党に対して一票、首相候補に対してもう一票を投票した。なお2001年には議会は解散されずに首相選挙のみが行われ、リクード党のアリエル・シャロンが選ばれた。
- (3) 厳密に言えば全く旧制度に戻ったわけではなく、首相の議会解散権が残され、議会の内閣不信任案に必要な票数は絶対過半数のまま留められた。首相の権限強化という理念までは破棄されなかった。
- (4) 本稿と同一の関心から先行研究をサーベイし、実証研究を行うための理論的準備をした論文として品田(2000)がある。
- (5) 選挙制度の「機械的要因」「心理的要因」という概念は Duverger (1954)によって打ち立てられた。この二つの概念がその後、理論的洗練化を遂げていく学説上の展開については品田(2000)を参照のこと。
- (6) Arian & Shamir (1983)が「イデオロギー軸投票決定説」を実証的に検証した基本文献である。
- (7) Arian & Shamir(2001)は近年多くの政党が単一争点を求めて争う利益集団に似たものとなっている現象を「セクト政治 (Sectarian Politics)」と呼んでいる。この指摘に沿った「セクト投票説」という表現は Israel Democracy Institute の Ofer Kenig 研究員から教えを受けた。個人の社会的属性が投票行動を決めるという説明は「社会学モデル」あるいは「コロンビア・モデル」と呼ばれ、投票行動研究の初期から存在しているが、近年のイスラエルでは中小規模の政党が数多く議席を得るようになったため、新たな用語が生まれたものと考えられる。なお首相公選制時代のスプリット・チケット型投票行動を説明したものとして Hazan & Rahat (2000) を挙げておく。

- (8) かつてカハは政党としてクネセットに代表を送っていたが、1988年選挙の際、このスクリーニング・プロセスで最終的に出馬を中止させられた。この経緯については Sprinzak (1991), pp. 245-250.を参照のこと。
- (9) *Haaretz*, January 10, 2003, p. A3.
- (10) *Haaretz*, January 10, 2003, p. A3.
- (11) *Haaretz Week End*, January 10, 2003, pp. B1-B2.
- (12) ビン・ナン(1995)24-25ページ。もっともこの指摘には「国会で議員を獲得するのを妨げ」る主体について言及されていないので、これが有権者の心理および投票行動（選挙制度の心理的要因）について論じたものなのか、それとも政党を排除する制度的側面（選挙制度の機械的要因）について論じたものなのかは不明である。
- (13) 中央選挙管理委員会による一連の判断が「非民主主義的」という判断から、Israel Democracy Institute では緊急の学術会議が開かれた。この場でヘブライ大学の Shlomo Avineri 教授（政治学）は「政党の排除は法ではなく政治プロセスを通じてなされるべき」と主張した“The Central Elections Committee Decision: What the fuss is all about” Emergency Meeting in Israel Democracy Institute, January 2003。会議の内容は IDI ホームページに記載されている <<http://www.idi.org.il/english/>> (2003年3月10日)。
- (14) そもそも基本法の内容にイスラエル国家を支える諸理念、つまり「ユダヤ人の国家」というシオニズムの原則と自由と平等の原則が矛盾しながら混在している。「基本法：クネセット(1958年)」をめぐる矛盾については奥山(2001)第二章を参照のこと。
- (15) Likud Party Platform in the 16th Knesset Election (in Hebrew)。
- (16) シャロン首相は2002年12月4日に地方都市ヘルツェリアで演説し、同年6月24日に行われたブッシュ大統領との会談の内容を明らかにした。この演説によれば、ブッシュ大統領の和平案は和平交渉の前提として暴力の停止がなされねばならず、そのためにはパレスチナ自治政府の改革が不可欠だという。この改革の具体的内容にはアラファト議長の政治的権限を新設の行政機関に移行させ、アラファト自身は象徴的地位につくことが含まれている。パレスチナ国家の最終的地位と国境の線引きは、自治政府の改革や武装集団の解体など一連の段階を踏んだ施策がなされたあと、最終的段階において決定される。演説で明らかにされた「ブッシュ＝シャロン案」は第二次シャロン内閣の基本方針に取り入れられている“Basic Guidelines of the 30th Government of Israel” <<http://www.mfa.gov.il/mfa/home.asp>> (2003年3月13日)。
- (17) Obren, Michael (2003) “After Sharon’s Victory,” *International Herald Tribune*, January 30, p.6.
- (18) Israel Labor Party Platform in the 16th Knesset Election.
- (19) 労働党の政見放送では職業軍人時代のミツナの業績を称えるラビンの演説が繰り返し流さ

れた。

- (20) *International Herald Tribune*, January 30, 2003, p. 4. イスラエル国民の多くが占領地からの撤退やパレスチナ国家の樹立に支持を示していることについてはYaar, Ephraim & Tamar Hermann “Most Israelis support the attack on Iraq,” *Haaretz*, March 6, 2003, p. 4.および立山(2002)、27ページにも言及されている。
- (21) *Haaretz*, January 5, 2003, Internet Edition <<http://www.haaretzdaily.com/>> (2003年2月25日)。
- (22) 選挙キャンペーン中にもかかわらず、シャロン首相自身に対して疑惑が向けられる事態に陥ったため、選挙対策事務所のいくつかが機能しなくなった。*Haaretz*, January 10, 2003, p. B5.
- (23) もっとも図2のマーリブ紙調査による疑惑報道後のリクード党予想獲得議席はハアレツ紙の結果ほど劇的に減少しておらず、イディオト・アハロト紙調査だとむしろ32議席（1月3日）から34議席（13日）へと増加する結果となった。
- (24) 1月20日に開かれたJerusalem Post主催の各党公開討論会におけるYuval Steinitz候補の演説。
- (25) ミツナは公約から、有権者によって即座に「左派主義者」と認識されたという指摘がある。*Haaretz*, January 28, 2003, Internet Edition <<http://www.haaretzdaily.com/>> (2003年1月28日)。
- (26) *Haaretz*, January 15, 2003, pp. 1-2. および *Jerusalem Post*, January 15, 2003, p. 1.
- (27) *Maariv*, January 20, 2003, p. 9.
- (28) リクードと比較すると労働党およびミツナ党首は地方遊説に熱心であったと思われる。ミツナ党首はキャンペーン中ヘブライ語だけでなく英語でのミーティングも二度行って知名度の浸透と政策の認知を図っていた。
- (29) Meretz Party Platform in the 16th Knesset Election.
- (30) 1月20日に開かれたJerusalem Post主催の各党公開討論会におけるMordechai Bar-On候補の演説。
- (31) シャスについては邦語文献だと立山(2000)および白杵(2002)が詳しい。
- (32) シヌイ党選挙綱領パンフレット “Shinui Israel’s Liberal Party, Shinui’s Policies: Questions & Answers,” Shinui Head Office, Tel Aviv.
- (33) Arian, Nachmias & Amir (2002) pp. 87-90.
- (34) 浜中(2002) 167ページ。
- (35) 1955年には10議席以上獲得した政党が5つもあった。左派ブロックでは、54年に親ソ連主義外交を打ち出すマバム（メレツの前身のひとつ、15議席）から、この政策に反対するアフドット・ハアボダ（10議席）が分裂した。選挙後マバムは9議席を獲得する。同年、エジプトとアメリカの関係を悪化させる謀略が国防省内にあったことを暴露する怪文書が出回り（後に「ラボン事件」として表面化する）、マパイ（労働党の前身、45議席）にとつ

て選挙が不利になって5議席を失った。右派ブロックでは一般シオニスト党が票を減らして20議席から13議席となり、ヘルートが8議席から15議席と党勢をほぼ倍増させた。なおこの両党は1973年に合同してリクードとなる。Arian (1989) pp. 82-84. および pp. 90-94. を参照。

(36) Arian, Nachmias & Amir (2002) pp. 90-92.

(37) 「基本法：政府(2001年)」第8条は「大統領が組閣を任命したクネセット議員は任務遂行のため28日の期間を有する」ことを定めている。なおこの期間は大統領の権限により14日を越えない範囲で延長できる。

(38) *Haaretz*, February 26, 2003, p. 1.

(39) Arian, Nachmias, Amir (2002) p. 95.

(40) 制度的には「基本法：政府(1992年)」第22条が大統領の承認を得たうえで首相に議会の解散権を保障しており、同じく第19条が議会の多数による首相不信任決議権を認めていた。

(41) 浜中(2002) 176-177ページ。

(42) *Haaretz*, February 27, 2003, p. 4.

(43) サルトーリ(2000) p. ii.

<表1の注>

*1) 右—中道—左の政策的志向は対パレスチナ・中東和平に対するスタンスで、一般的に「右」は対パレスチナ強硬路線を表し、「左」は対パレスチナ柔軟路線を表す。

世俗—正統派—超正統派は、国家と宗教との関連性を示し、「世俗」は政教分離、「正統派」は宗教的規定を公的生活に取り入れようとする宗教的シオニスト、「超正統派」は本来非シオニズムだが公的生活の利便を図るために政治活動をしている。

西洋系—東洋系—移民系—アラブ系はエスニシティを表し、「西洋系」は本人及び祖先がヨーロッパやアメリカなどからの移民、「東洋系」はアジア・アフリカ地域からの移民を意味する。「移民系」は1990年前後に旧ソ連邦諸国から入国し市民権を得た「新移民」の社会生活の改善を訴える。アラブ系はイスラエル国籍を持つパレスチナ人を支持の対象とする。

*2) 民族宗教党の方が統一トーラー党よりも得票数が少ないにもかかわらず、獲得議席が多いのはキャンペーン中に結んだ「余剰票の委譲取引」規定のためである (*Jerusalem Post*, January 17, 2003, p. A2.)。各党は事前にこの取引を結んで、議席獲得に満たない票(余剰票)が出た場合は取引相手の政党にそれを委譲し、議席の上乗せを図って票の無駄をなるべく少なくする。民族宗教党は事前に「ひとつの民族」とこの取引をしていたので、「ひとつの民族」の余剰票が民族宗教党に移された結果、一議席分増加した。

<参考文献>

- Arian, Asher (1989) *Politics in Israel: The Second Generation*. New Jersey: Chatham House.
- Arian, Asher, David Nachmias & Ruth Amir (2002) *Executive Governance in Israel*. New York: Palgrave.
- Arian, Asher & Michael Shamir (1983) “The Primarily Political Functions of the Left Right Continuum,” *Comparative Politics*, Vol. 15, no. 2, pp. 139-158.
- Arian, Asher & Michael Shamir (2001) “Candidates, Parties and Blocks,” *Party Politics*, Vol. 7, no. 6, pp. 689-710.
- アリエル・ピン・ナン著、半田伸訳(1995)『イスラエル法入門』法律文化社。
- Doron, Gideon & Michael Harris (2000) *Public Policy and Electoral Reform: The Case of Israel*. Boston: Lexington Books.
- Duverger, Maurice (1954) *Political Parties: Their Organization and Activity in the Modern State*. New York: John Wiley & Sons.
- 浜中新吾(2002)「1990年代のイスラエル政党システムの変容」『立命館国際地域研究』第19号、165-186ページ。
- Hazan, Reuven & Gideon Rahat (2000) “Representation, Electoral Reform, and Democracy: Theoretical and Empirical Lessons From the 1996 Elections in Israel,” *Comparative Political Studies*, Vol. 33, no. 10, pp. 1310-1336.
- 池田明史(2002)「イスラエルの首相公選制—導入の経緯と蹉跎の背景」大石真ほか『首相公選を考える：その可能性と問題点』中公新書、139-153ページ。
- 中村宏(2001)「首相公選制の予備的考察」『神戸学院法学』第31巻1号、51-84ページ。
- 奥山真知(2001)『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』東信堂。
- Ottolenghi, Emanuele (2001) “Why Direct Election Failed in Israel,” *Journal of Democracy*, Vol. 12, no. 4, pp. 109-112.
- 品田裕(2000)「選挙制度が政党制に与える影響についての一考察」『神戸法学雑誌』第49巻3号549-623ページ。
- ジョバンニ・サルトーリ著、岡沢憲美監訳(2000)『比較政治学：構造・動機・結果』早稲田大学出版部。
- Sprinzak, Ehud (1991) *The Ascendance of Israel's Radical Right*. New York : Oxford University Press.
- 立山良司(2000)『揺れるユダヤ人国家：ポスト・シオニズム』文春新書。
- 立山良司(2002)「イスラエルからみた「パレスチナ問題」」『国際問題』512号、16-28ページ。

白杵陽(2002)「イスラエルにおける宗教と政党－「超正統派」のポリティクスをめぐって」日本比較政治学会編『現代の宗教と政党：比較の中のイスラーム』早稲田大学出版部、213-236ページ。

<謝辞>

本研究のためイスラエルで行った現地調査には、(財)学術振興野村財団から研究者海外派遣の助成を受けた。記して感謝したい。

Electoral Reform and Party System in Israel

—Verification of Repercussions of the Direct Election for Prime Minister—

HAMANAKA Shingo

(Department of Political Science, Faculty of Education)

This article argues whether the electoral reform changed the party system in Israel. The election 2003 was first one after abortion of the direct electoral system for Prime Minister. Israeli proportional representation of Knesset election has produced excessive multi-party system. Prime minister often faced difficulty to control his coalition cabinet on the bargaining process about the budget or bills, especially after the direct election was introduced.

The author describes this campaign process as well as the component of new government compared with formers, and calculates Laakso & Taagepera's effective party numbers going through in order to verify an influence of the electoral reform. Likud, center-right wing nationalist party, is doubled by the result of last election. We may be able to recognize that the old-new electoral system restored a power of largest party in the parliament.